

令和 3 年 6 月 24 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2020

課題番号：16K03252

研究課題名(和文) 英・米・日本における法律辞典の受容と変容 典拠と誤謬の法学的系譜を中心に

研究課題名(英文) A history of law books and its influence to the modern jurisprudence

研究代表者

大内 孝 (OUCHI, Takashi)

東北大学・法学研究科・教授

研究者番号：10241506

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、英米法学・法実務上、権威の典籍であるとされる法文献が、現実に、いかなる形・度合で、近・現代の法学・法実務に影響を及ぼしているのかにつき、特に文献学的観点及び法律用語・法概念の浸透具合を中心にして具体的に検証し、ひいてはかかる権威の典籍の持つ現代的意義を再評価しようとした。

具体的には、時代的にも現代に近く影響度が大きいと言われる、18世紀後半のブラックストン著『イングランド法釈義』(以下、単に『釈義』と略す)について重点的に探究した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

今日のわれわれが、Law Dictionaryや英米法辞典等を通して日常読み親しんでいる法律用語の相当多くが、実は『イングランド法釈義』をはじめとする権威的法典籍の記述とほぼ同じであり、今日では「古典」として遠ざけられることの多い権威的法典籍が、多くは気付かれぬままに、実は近・現代の法学・法実務の基礎としていまだに生き、影響を与えている事実を例証しえたと思料される。そしてこのことは、本研究が行ったような地道な手作業によらない限り、おそらく決して明確に表面化しないだけでなく、このまま放置しては、上記「不可視化傾向」によってますます見えにくくなる事実である。

研究成果の概要(英文)：The Influence of Books of Authority on the Modern Law Practice and Jurisprudence.

We have researched that how many words and phrases in Blackstone's "Commentaries" are cited or referred in two of the famous Law Dictionaries, that is, Black's Law Dictionary 1st edition (1891) and Ballentine's Law Dictionary (1948). We have found there are about 1500 examples in each dictionary, and most of them are in the most fundamental legal terms and conceptions in Anglo-American law and jurisprudence. We may say that the books of authority (Blackstone's "Commentaries") have the enormously large influence on modern law practice and jurisprudence, even today and probably in future.

研究分野：西洋法制史

キーワード：法律辞典 ブラックストン law dictionary Blackstone

## 1. 研究開始当初の背景

法学研究上その基本として依拠されることが多い各種の法律辞典ないし法律用語辞典 (law dictionary) には、実は多くの誤謬が含まれているが、それが研究者にすら認識されず、あたかも金科玉条のごとく依存されることもまた多い。本研究計画は、英・米・日本それぞれにおける法律辞典に内包される、根拠と誤謬の系譜を追求することで、単に法律辞典の受容の系譜だけでなく、より広く三国相互における法学・法思想・法制度の受容と変容の歴史像を示すことを目指す。

## 2. 研究の目的

権威的法典籍が近・現代の法学・法実務に及ぼす現実の影響に関する実証的研究の一環として、本研究において特に重視するブラックストーン『イングランド法釈義』の記述が、代表的 Law Dictionary の記述に、さらにはわが国の英米法辞典の記述に、どの程度浸透し反映されているかを、実証的に検証する。これにより、今日のわれわれが、Law Dictionary 等を通して日常読み親しんでいる法律用語の相当多くが、実は『イングランド法釈義』をはじめとする権威的法典籍の記述とほぼ同じであることを確認し、もって今日では「古典」として遠ざけられることの多い権威的法典籍が、多くは気付かれぬままに、実は近・現代の法学・法実務の基礎としていまだに生き、影響を与えている事実を提示する。

## 3. 研究の方法

### 作業手順

- (1) . 対象 Law Dictionary の選定
- (2) . ブラックストーン『イングランド法釈義』第9版の索引の一覧表化
- (3) . 『イングランド法釈義』引用項目の抜き出し
- (4) . 高柳・末延編集代表『英米法辞典』(1952)からの、強度参照項目の抜き出し

## 4. 研究成果

### 分析

1. Ballentine's Law Dictionary, 1948ed. (1948)における『イングランド法釈義』の引用
2. Black's Law Dictionary, 1st ed. (1891)における『イングランド法釈義』の引用
3. 高柳・末延編集代表『英米法辞典』(1952)に対する、上記2 Law Dictionary 及びブラックストーン『イングランド法釈義』の影響のあり方

#### (1) 具体例

#### (2) 特徴的な影響の現れ方

a) 『英米法辞典』の説明文のほぼ全部が、Law Dictionary の説明文とほぼ全く同一であるもの。

例：『英米法辞典』の“rules of descent”(不動産法定相続の規則)の説明は、Ballentine の“canons of descent”の抄訳に近いといえるほど類似している。

b) 『英米法辞典』の説明文が、複数の Law Dictionary を参照することで正確さや説明上の工夫を試みたのではあるが、同時に、ある Law Dictionary 中の誤りまでをも引き継いでしまったもの。

例：『英米法辞典』の“Grand assize(or assise)”(土地回復裁判方法)は、次の解説文を付す。曰く「16人の陪審員(武士)による古い裁判方法。ヘンリー2世の時代に始まった裁判方法であって、最も厳粛に行われた土地回復訴訟。即ち、権利令状(writ of right)による訴訟において、被告は決闘裁判(trial by battle)の代わりにこの裁判を選ぶことが許された。(中略)この裁判方法による訴訟方式(forms of action)及びこの陪審をも grand assize と呼んだ」と。

#### 4. 権威的法典籍の影響の不可視化傾向

(1) 同一名の Law Dictionary が改版する場合に、版を重ねれば重ねるほど、初めは存在した典拠の注記が省略される傾向があること。

(2) 少なくとも高柳・末延編集代表『英米法辞典』(1952)は、各項目の中においては、『釈義』や Black, Ballentine は勿論、いかなる典拠をも明示していないこと。

## 本研究の意義

勿論、本研究は、各 Law Dictionary やわが国の英米法辞典の隠された典拠を暴露するようなことを目的とするものではなく、ましてやその「誤り」を批判するものでもない。

以上の作業及び分析から、冒頭に掲げた本研究の本来の目的が、多少なりとも実証できた点に意義を認めうるであろう。すなわち、今日のわれわれが、Law Dictionary や英米法辞典等を通して日常読み親しんでいる法律用語の相当多くが、実は『イングランド法釈義』をはじめとする権威的法典籍の記述とほぼ同じであり、今日では「古典」として遠ざけられることの多い権威的法典籍が、多くは気付かれぬままに、実は近・現代の法学・法実務の基礎としていまだに生き、影響を与えている事実を例証しえたと思料される。そしてこのことは、本研究が行ったような地道な手作業によらない限り、おそらく決して明確に表面化しないだけでなく、このまま放置しては、上記「不可視化傾向」によってますます見えにくくなる事実である。

本研究が、実際に提示しえた資料は、「権威的法典籍」の全体からすれば微々たるものにすぎぬが、それでも次のような形で、今後のこの分野の基礎研究に対して少なからぬ意義を持ち得よう。

・「権威的法典籍」の中でも、ブラックストン『イングランド法釈義』が、特に近・現代の法学において、しばしば目に見えぬ形で強く影響を及ぼしている事実を明らかにしえたことから、今までは敬遠されていた、『釈義』に対する詳細な研究が、実は存外、現行英米法の研究にも役立つという見通しを示したこと。

・『釈義』の諸版間の頁付の相違に伴う研究上の混乱を、第1部の成果によって最小限に食い止めただけでなく、『釈義』の索引項目を、おそらく世界でも初めて電子的なデータとして保存したことで、『釈義』の本格的な活用手段を、これ以前と比較して格段に多様な形で可能にしえたこと。

・「不可視化傾向」によって、ますます視界から失われつつある、『釈義』の具体的な影響のあり方を、かなり大規模な一覧表として形に残しておいたことで、「不可視化」に伴う「風化」をくい止めるだけでなく、今後この一覧表を足がかりとして、さらに具体的かつ詳細な研究を進めるための基礎を提供しえたこと。

最後に、情報の電子化、情報処理能力特にコンピューターを活用しての分析・検索が飛躍的に進歩し、研究上もそのような方向での研究が脚光を浴びる傾向にある今日においてもなお、否そのような今日においてこそ、本研究が行ったような、言わば泥臭い地道な完全手作業が、これまで長い間世界の誰も気付かなかった問題を指摘し、あるいは気にされながらも世界の誰も全うに確かめようとしなかった事実を確認しえた点を、改めて指摘しておきたい。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 大内孝	4. 巻 52
2. 論文標題 ブラックストン『イングランド法釈義』第3巻附録の試訳による紹介と解説	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 東北法学	6. 最初と最後の頁 125-183
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大内孝	4. 巻 82
2. 論文標題 『イングランド法釈義』第2巻「分析」の諸相	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学（東北大学）	6. 最初と最後の頁 71-105
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大内孝	4. 巻 81
2. 論文標題 オクスフォード新版『イングランド法釈義』（2016）について	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学（東北大学）	6. 最初と最後の頁 306 - 324
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大内孝	4. 巻 84
2. 論文標題 『イングランド法釈義』の底本選択の難しさについて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学（東北大学）	6. 最初と最後の頁 318 - 334
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------